公　　告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和８年１０月２０日

公益財団法人佐賀県スポーツ協会
会　長　　山　口　　祥　義

１　競争入札に付する事項
（１）　委託業務名　令和９～１１年度 鳥栖地区アスリート寮（ADomiS ON TOSU）
管理及び給食調理業務委託
（２）委託業務の内容等　別添 管理及び給食調理業務委託要領による
（３）履行期間　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで
（４）履行場所　鳥栖地区アスリート寮（鳥栖市桜町字丸尾１１７３－２）

２　入札参加資格に関する事項
入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。
（１）　佐賀県の県内企業であること。
【県内企業の定義】
ア　県内に本店を有する者
イ　県内に支店又は営業所を有し県内従業員比率が５０％以上の者又は県内従業員数が５０人以上の者
（２）地方自治法施行令（昭和22 年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
（３）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（４）開札の日の６か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
（５）佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
（６）過去５年間に国又は地方公共団体、民間企業等との間において、当該契約と同種同規模の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

（７）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３ 入札手続き等に関する事項

（１）問い合わせ先

郵便番号 849-0923　佐賀市日の出二丁目１－１１

公益財団法人佐賀県スポーツ協会　マネジメントチーム

電話 0952-30-7716

FAX　0952-30-7708

E-mail info@sagaken-sports.com（kentaikyou19@sagaken-sports.com）

（２）入札関係書類の交付方法及び交付期間

令和８年１０月２０日（火）から令和８年１１月２０日（金）まで公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下、「本協会」という）のホームページに掲載します。

（３）競争入札参加資格の確認

ア　入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、（様式１）入札参加資格確認申請書、（様式２）会社概要書、（様式３）同種業務の履行実績調書、及び（様式４）調理人及び県の調理設備に事故があった場合の措置方法に関係資料等を添付のうえ、令和８年１１月２０日（金）午後５時までに上記問い合わせ先へ持参又は郵送（配達記録郵便）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

イ 提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和８年１１月３０日（月）までに通知します。

（４） 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することになったときは、入札者の資格を失うものとします。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ その他本件委託業務を遂行することが困難になると見られる事由が発生したとき。

（５）入札説明会

実施しません。別添 入札説明書を参照してください。

質問等については、下記（６）により行ってください。

（６）質問の受付

ア 受付期限

令和８年１１月１０日（火）午後２時までに電子メールにより質問書（様式５）を３（１）の問い合せ先へ提出してください。

イ 質問に対する回答

令和８年１１月１７日（火）までに、本協会ホームページに、質問者が特定されない形で掲載します。

ウ 問い合わせ先

３（１）に同じ。

４ 入札書の提出場所等

（１）入札及び開札の日時並びに場所

ア 日　　時　令和８年１２月１０日（木）　１５時

イ 場　　所　佐賀市日の出二丁目１－１１　佐賀県スポーツ会館 ２階 中会議室

ウ 入札方法　入札者の直接持参による入札又は郵便による入札

（２）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本協会職員を立ち会わせて行います。

５ その他

（１）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む金額）の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項の規定に準じ、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ｱ) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(ｲ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額)

(ｳ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 券面金額（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）

(ｴ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から１月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(ｵ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(ｶ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ｱ) 本協会を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(ｲ) 上記２の入札参加資格に関する事項に掲げる要件のすべてを満たす者で、過去２年間に国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

②契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に準じ、上記①イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ｱ) 本協会を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(ｲ) 上記２の入札参加資格に関する事項に掲げる要件のすべてを満たす者で、過去２年間に国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

（２）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

（３）入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることはできません。

（４）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行なった者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（５）入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

（６）落札者の決定方法

① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本協会職員にくじを引かせるものとします。

② 第１回目の開札の結果、落札者がないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行います。

③ 入札は原則３回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定を準用し、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約締結を行うことができるものとします。

④ この入札は、佐賀県財務規則第１０７条第１項の規定を準用し、最低制限価格を設定しています。最低制限価格を下回った入札者は「失格」となります。また、再入札を行った場合も参加できません。

（７）その他の事項

ア 入札に参加する者は、参加に当たって知りえた個人情報、事業者の情報、その他の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはいけません。

イ 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがあります。

ウ 談合情報どおりの開札結果になった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがあります。なお、この場合は、原則として改めて公示し、入札をおこなうものとする。

エ 本入札執行については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治施行法、佐賀県財務規則の定めるところによります。